毎週火曜・金曜日発行　　○印は長崎県例規集に登載するもの

長崎県公報

目　　次

◎　告　示　　所管課（室）名
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定　　福祉保健課
・生活保護法に基づく指定医療機関の変更　　〃
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止　　〃
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定　　〃
・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止　　〃
・特定漁港漁場整備事業計画変更書の公表　　漁港漁場課

◎　公　告
・令和６年度鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公告及び縦覧の実施（４件）　　自然環境課
・土地改良区の役員の就任　　農村整備課
・土地改良区の清算人の就任　　〃

◎　公安委員会告示
・警備員等に対する検定の実施　　生活安全企画課
・遊泳区域の指定　　地域課

告　　示

長崎県告示第372号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和６年６月25日

長崎県知事　大石　賢吾

（指　定）

医療機関名	開　設　者	所　在　地	指定年月日	有効期間
諫早記念病院訪問看護ステーション	医療法人宏善会　理事長　本川　哲	長崎県諫早市天満町２番21号	令和６年４月１日	令和12年３月31日
長与北薬局	有限会社朋友　代表取締役　平林　宏執	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1096番地ASKビル１階	令和６年４月１日	令和12年３月31日
訪問看護ステーションClamp	株式会社FamilyScenery　代表取締役　寺尾　敦	長崎県大村市古賀島町501-５コーポ古賀島102	令和６年４月１日	令和12年３月31日
ブライトデンタルクリニック	医療法人十慶会　理事長　野島　富美子	長崎県大村市植松三丁目160番地11、160番地10	令和６年４月１日	令和12年３月31日

訪問看護ステーションまちのかかりつけナース	株式会社and　t.　代表取締役　富永　僚	長崎県諫早市天満町16-33	令和６年４月１日	令和11年２月28日
医療法人護州会　品川内科医院	医療法人護州会　理事長　品川　知洋	長崎県壱岐市勝本町西戸触180-１	令和６年４月１日	令和12年３月31日
第一薬局	株式会社第一薬局　代表取締役　桧和田　洋一	長崎県島原市新町１丁目223	令和６年４月３日	令和12年４月２日
医療法人祥仁会　西諫早病院	医療法人祥仁会　理事長　千葉　憲哉	長崎県諫早市貝津町3015	令和６年４月１日	令和12年３月31日
たけした内科・小児科医院	竹下　菊雄	長崎県諫早市山川町２-13	令和６年４月１日	令和12年３月31日
医療法人　つじもとこどもクリニック	医療法人つじもとこどもクリニック　理事長　辻本　善樹	長崎県諫早市金谷町15番31号	令和６年４月１日	令和12年３月31日
たしろ整形外科	田代　宏一郎	長崎県諫早市久山台44-１松永ビル久山台２Ｆ	令和６年４月１日	令和12年３月31日
たらみエンゼルレディースクリニック	医療法人まごころ会　理事長　陣林　伯豪	長崎県諫早市多良見町化屋879番４号	令和６年４月１日	令和12年３月31日
医療法人　松屋眼科医院	医療法人　松屋眼科医院　理事長　松屋　直樹	長崎県諫早市多良見町化屋723番地４	令和６年４月１日	令和12年３月31日
くぼ歯科医院	久保　尚芳	長崎県諫早市多良見町市布1355-２	令和６年４月１日	令和12年３月31日
八坂薬局	株式会社松藤メディカル　代表取締役　松尾　哲壽	長崎県諫早市八坂町５-２	令和６年４月１日	令和12年３月31日
久山台薬局	有限会社浜町薬局　代表取締役　松永　安子	長崎県諫早市久山台44-１	令和６年４月１日	令和12年３月31日
宇都薬局	株式会社ＹＨＡ　代表取締役　河野　吉彦	長崎県諫早市宇都町180-１	令和６年４月１日	令和12年３月31日
祐田歯科診療所	貞苅　敬子	長崎県大村市古町２丁目323-２	令和６年４月４日	令和12年４月３日
ちゅーりっぷ薬局大村店	有限会社健正　代表取締役　若杉　亨	長崎県大村市上諏訪町1094-５	令和６年４月１日	令和12年３月31日
長崎中央調剤薬局	一般社団法人大村東彼薬剤師会　代表理事　副島　博通	長崎県大村市久原２-1066-17	令和６年４月１日	令和12年３月31日
赤木玉水堂歯科診療所	赤木　昭彦	長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触129番地	令和６年４月１日	令和12年３月31日
いきいき調剤薬局壱岐	有限会社　エムリスコーポレーション　代表取締役　永江　英子	長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1356-１	令和６年４月１日	令和12年３月31日
近藤歯科医院	近藤　勝則	長崎県五島市富江町富江160-３	令和６年４月２日	令和12年４月１日
医療法人　山﨑医院	医療法人　山﨑医院　理事長　山﨑　美緑	長崎県西海市崎戸町蠣浦郷1806-23	令和６年４月21日	令和12年４月20日

佐藤医院	佐藤　公泰	長崎県雲仙市国見町神代丙414-１	令和６年４月16日	令和12年４月15日
医療法人　松本内科医院	医療法人松本内科医院　理事長　松本　康	長崎県雲仙市国見町神代己257番地１	令和６年４月１日	令和12年３月31日
萩尾歯科医院	萩尾　美樹	長崎県雲仙市小浜町北木指814-２	令和６年４月20日	令和12年４月19日
おざさ歯科医院	小笹　祐一	長崎県南島原市加津佐町己2149-１	令和６年４月26日	令和12年４月25日
医療法人　新成会　川﨑医院	医療法人新成会　理事長　川﨑　智子	長崎県西彼杵郡長与町岡郷37番地11	令和６年４月１日	令和12年３月31日
トキツ調剤薬局	株式会社　エスアールプラス代表取締役　山中　理恵	長崎県西彼杵郡時津町浦郷277-16	令和６年４月１日	令和12年３月31日
にいむら整形外科	新村　哲也	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷14-７	令和６年４月１日	令和12年３月31日
長崎県上五島病院附属診療所　奈良尾医療センター	長崎県病院企業団　企業長　米倉　正大	長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷字新港1000	令和６年４月１日	令和12年３月31日
山村歯科医院	山村　雄治	長崎県南松浦郡新上五島町有川郷729	令和６年４月１日	令和12年３月31日
松村らんらん薬局	松村　博	長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷1019	令和６年４月１日	令和12年３月31日
しらかわ小児科クリニック	白川　利彦	長崎県西彼杵郡長与町高田郷47ブルーインの森メディカルビル１Ｆ	令和６年４月１日	令和12年３月31日

長崎県告示第373号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和６年６月25日

長崎県知事　大石　賢吾

（変　更）

区分	医療機関名	開　設　者	所　在　地	変更事項	変更年月日
旧	株式会社　訪問看護ステーションこころ	株式会社　訪問看護ステーションこころ　代表取締役　荒木　喜久美	長崎県島原市湊新地町429番地溝田ハイツ101号室	所在地変更	令和６年４月１日
新			長崎県南島原市広馬場町375-３古川ビル２階		
旧	医療法人三友会　山口外科胃腸科医院	医療法人三友会　理事長　山口　哲磨	長崎県島原市大手原町甲2304番地２	名称変更	令和６年２月19日
新	医療法人三友会　三会内科消化器内科クリニック				

長崎県告示第374号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和６年６月25日

長崎県知事　大石　賢吾

（廃　止）

医療機関名	開　設　者	所　在　地	廃止年月日
わたなべクリニック	医療法人青嶺会　わたなべクリニック　理事長　渡邉鈴子	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷720番地６	令和６年３月31日
医療法人　前川歯科医院	医療法人　前川歯科医院　理事長　前川　二郎	長崎県南島原市深江町丙800－７	令和６年３月31日
医療法人護州会　品川外科病院	医療法人護州会　品川外科病院　理事長　品川　知洋	長崎県壱岐市勝本町西戸触180－１	令和６年３月31日
医療法人有心会　池田循環器科内科	医療法人有心会　池田循環器科内科　理事長　池田　重成	長崎県南島原市有家町山川347番地１	令和６年２月29日
アップル調剤薬局佐々店	株式会社木寺薬局　代表取締役　木寺　元希	長崎県北松浦郡佐々町松瀬免100－４	令和６年３月１日

長崎県告示第375号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第１項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和６年６月25日

長崎県知事　大石　賢吾

（指　定）

業務の種類	指定施術機関名（指定施術者名）	施術者住所	開設施術所名称（施術所を開設している場合）	開設施術所所在地（施術所を開設している場合）	指定年月日
はり・きゅう	山本　麻美	佐賀県西松浦郡有田町黒川甲1658番地１グランディールⅡ201			令和６年４月１日
はり・きゅう	鬱野　靖久	長崎県佐世保市大塔町1964－９			令和６年４月１日
柔道整復	吉田　結凪	長崎県長崎市金堀町25－３			令和６年４月８日
柔道整復	川口　翔太	長崎県西海市西海町横瀬郷96番地１			令和６年４月10日

長崎県告示第376号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第２項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和６年６月25日

長崎県知事　大石　賢吾

（廃　止）

業務の種類	指定施術機関名（施術者氏名）	施術者住所	施術所名称（施術所を開設している場合）	施術所所在地（施術所を開設している場合）	廃止年月日
柔道整復	隅　郁史	長崎県諫早市下大渡野町887－１	すみ整骨院	長崎県諫早市永昌町12－１水頭ビル２階AB号室	令和６年３月９日
はり・きゅう	山鹿　健悟	長崎県佐世保市広田２丁目231-19			令和６年４月１日
はり・きゅう	森下　耕一郎	長崎県諫早市幸町53番26号	森下鍼灸院	長崎県諫早市幸町53番26号	令和６年４月16日

長崎県告示第377号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、次のとおり芦辺地区に係る特定漁港漁場整備事業計画変更書を公表する。

令和６年６月25日

長崎県知事　大石　賢吾

（「次のとおり」は省略し、芦辺地区に係る特定漁港漁場整備事業計画変更書を長崎県水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

公　　告

令和６年度鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公告及び縦覧の実施（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第１項の規定に基づく鳥獣保護区特別保護地区の指定を行うため、法第29条第４項の規定において準用する法第28条第４項の規定による公告を行い、公告の日から起算して14日を経過する日までの間、以下の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、法第29条第４項の規定において準用する法第28条第５項の規定に基づき、当該鳥獣保護区特別保護地区の区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和６年６月25日

長崎県知事　大石　賢吾

１　特別保護地区の概要

⑴　特別保護地区の名称

安満岳鳥獣保護区安満岳特別保護地区

⑵　特別保護地区の区域

長崎県平戸市所在、国有林長崎森林管理署1129林班や、1130林班つのうち園路より西側部分及び同林班ねの各小班の区域

⑶　特別保護地区の存続期間

令和６年11月１日から令和16年10月31日まで（10年間）

⑷　特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

⑸　特別保護地区の指定目的

安満岳鳥獣保護区は、長崎県平戸市、平戸島の北西部にあたり、同島の最高峰である安満岳とその周辺地域で、豊かな植生と渡り鳥の中継地に適した立地条件を有した区域である。特に、当該区域の中でも、安満岳山頂付近とその西側の崖を含む区域は、平戸島の中で唯一、アカガシの自然林が残され、フクロウやシジュウカラ、ヤマドリ等の留鳥が生息しているとともに、アジア大陸と東南アジアを往復する渡り鳥の中継地にもなっており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

以上のとおり、当該区域は、鳥類の良好な生息地として安満岳鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要が

ある区域であると認められることから、法第29条第１項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥類及びその生息地の保護を図るものである。

２　特別保護地区の保護に関する指針

⑴　保護管理方針

・鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

・鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

・利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

３　縦覧場所

長崎県県民生活環境部自然環境課

同　島原振興局管理部総務課

同　県北振興局管理部総務課

同　五島振興局管理部総務課

同　壱岐振興局管理部総務課

同　対馬振興局管理部総務課

平戸市農林水産部農業振興課

令和６年度鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公告及び縦覧の実施（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第１項の規定に基づく鳥獣保護区特別保護地区の指定を行うため、法第29条第４項の規定において準用する法第28条第４項の規定による公告を行い、公告の日から起算して14日を経過する日までの間、以下の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、法第29条第４項の規定において準用する法第28条第５項の規定に基づき、当該鳥獣保護区特別保護地区の区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和６年６月25日

長崎県知事　大石　賢吾

１　特別保護地区の概要

⑴　特別保護地区の名称

阿値賀島鳥獣保護区阿値賀島特別保護地区

⑵　特別保護地区の区域

長崎県平戸市早福町所在、上阿値賀島及び下阿値賀島一円の区域

⑶　特別保護地区の存続期間

令和６年11月１日から令和26年10月31日まで（20年間）

⑷　特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

⑸　特別保護地区の指定目的

当該区域は、上阿値賀島及び下阿値賀島の２つの無人島からなるが、その全体が、オオミズナギドリ、カンムリウミスズメの繁殖地であり、アマツバメ、シマセンニュウ等の渡り鳥をはじめ、カラスバトやミサゴ、イソヒヨドリ等も生息繁殖している。

以上のとおり、当該区域は、鳥類の渡来地、繁殖地として特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、法第29条第１項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥類及びその生息地の保護を図るものである。

２　特別保護地区の保護に関する指針

⑴　保護管理方針

・関係者による可能な範囲での巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

・特に島の周囲海岸線等において鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息へ

の影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

３　縦覧場所

長崎県県民生活環境部自然環境課

同　島原振興局管理部総務課

同　県北振興局管理部総務課

同　五島振興局管理部総務課

同　壱岐振興局管理部総務課

同　対馬振興局管理部総務課

平戸市農林水産部農業振興課

令和６年度鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公告及び縦覧の実施（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第１項の規定に基づく鳥獣保護区特別保護地区の指定を行うため、法第29条第４項の規定において準用する法第28条第４項の規定による公告を行い、公告の日から起算して14日を経過する日までの間、以下の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、法第29条第４項の規定において準用する法第28条第５項の規定に基づき、当該鳥獣保護区特別保護地区の区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和６年６月25日

長崎県知事　大石　賢吾

１　特別保護地区の概要

⑴　特別保護地区の名称

大崎半島鳥獣保護区大崎半島特別保護地区

⑵　特別保護地区の区域

長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字大崎所在、県道大崎公園線と町道三川内線との交点を起点とし、同所から大崎オートキャンプ場へ至る道路を南東に進み同キャンプ場の駐車場に至り、同所から海岸線（最大干潮時において陸地化する部分を含む。以下、海岸線について同じ。）に続く遊歩道を南東に進み海岸線との交点の至り、同所から同海岸線を南西に進み、県道大崎公園線に通ずる遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を北に進み、県道大崎公園線との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

⑶　特別保護地区の存続期間

令和６年11月１日から令和26年10月31日まで（20年間）

⑷　特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

⑸　特別保護地区の指定目的

当該区域は、クロマツを主体とした森林で、海岸域はシイ、カシ、タブ、アオモジ等の植生からなり、良好な自然環境を維持している。特に、半島東部の区域は、良好な森林を有しており、当該区域には、シジュウカラやエナガ、カワラヒワ、ホオジロ、キジバト、コゲラ、ヒヨドリ等多くの留鳥が生息し、冬季にはシロハラやツグミ、アオジ等多くの冬鳥が渡来する。また、タヌキ、キツネ、ノウサギ等の獣類も生息しており、野生鳥獣の生息環境として極めて重要な区域となっている。

以上のとおり、当該区域は、野生鳥獣の生息環境として極めて重要な区域として大崎半島鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、法第29条第１項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

２　特別保護地区の保護に関する指針

⑴　保護管理方針

・鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

・鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係町、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

・利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係町や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

３　縦覧場所
長崎県県民生活環境部自然環境課
同　島原振興局管理部総務課
同　県北振興局管理部総務課
同　五島振興局管理部総務課
同　壱岐振興局管理部総務課
同　対馬振興局管理部総務課
川棚町農林水産課

令和６年度鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公告及び縦覧の実施（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第１項の規定に基づく鳥獣保護区特別保護地区の指定を行うため、法第29条第４項の規定において準用する法第28条第４項の規定による公告を行い、公告の日から起算して14日を経過する日までの間、以下の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、法第29条第４項の規定において準用する法第28条第５項の規定に基づき、当該鳥獣保護区特別保護地区の区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和６年６月25日

長崎県知事　大石　賢吾

１　特別保護地区の概要
⑴　特別保護地区の名称
木坂鳥獣保護区木坂特別保護地区
⑵　特別保護地区の区域
長崎県対馬市所在木坂鳥獣保護区のうち、主要地方道木坂佐賀線と御前浜海岸の接する地点を起点として、同所から同海岸を北西に進み、鳶崎を経て通称後山海岸に至り、同所から稜線を南東に進み、青海陳山及び槍の陳山を経て木坂所在の里道のコンクリート橋との交点に至り、同所から小川を南東へ約500m進み沢の分岐点に至り、同所から稜線を南東に進み穴岳山頂に至り、同所から稜線を西に進み狩尾陳山を経て起点に至る線に囲まれた区域
⑶　特別保護地区の存続期間
令和６年11月１日から令和26年10月31日まで（20年間）
⑷　特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
⑸　特別保護地区の指定目的
当該区域は、木坂海神神社の社叢林を中心にスダジイやウラジロガシをはじめクロマツ、ケヤキ、ヤマハゼ等、野生鳥獣の生息環境として良好な混合林が維持されている。当該区域ではツシマヤマネコの生息やオオルリ、サンコウチョウ及びキビタキ等夏鳥の繁殖が確認されており、木坂鳥獣保護区の中でも特に重要な区域である。
以上のとおり、当該区域は、鳥獣の良好な生息地として木坂鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、法第29条第１項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。
２　特別保護地区の保護に関する指針
⑴　保護管理方針
・鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
・鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
・利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。
３　縦覧場所
長崎県県民生活環境部自然環境課

同　島原振興局管理部総務課
同　県北振興局管理部総務課
同　五島振興局管理部総務課
同　壱岐振興局管理部総務課
同　対馬振興局管理部総務課
対馬市農林水産部自然共生課

土地改良区の役員の就任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上有川土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。

令和６年６月25日

長崎県知事　大石　賢吾

就　任　役　員 理　　事	
氏　名	住　所
荒　木　祥　司	南松浦郡新上五島町有川郷770-５
田　本　佳　史	南松浦郡新上五島町有川郷508
田　本　雅　史	南松浦郡新上五島町有川郷1778-２
就　任　役　員 監　　事	
江　口　榮一郎	南松浦郡新上五島町有川郷1151

土地改良区の清算人の就任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第４項の規定において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人西郷土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和６年６月25日

長崎県知事　大石　賢吾

就任清算人	
氏　名	住　所
益　田　俊　市	雲仙市瑞穂町西郷己187番地
前　田　照　義	雲仙市瑞穂町西郷丁1368番地
西　田　康　雄	雲仙市瑞穂町西郷己245番地
山　下　光　徳	雲仙市瑞穂町西郷丁1181番地
木　下　達　雄	雲仙市瑞穂町西郷丁950番地３
柿　田　和　則	雲仙市瑞穂町西郷丁1271番地
中　島　重　徳	雲仙市瑞穂町西郷戊1080番地５
三　丸　勝　義	雲仙市瑞穂町西郷丙387番地
川　田　利　夫	雲仙市瑞穂町西郷戊325番地１

山　本　祐一郎	雲仙市瑞穂町西郷己159番地
鵜　殿　　誠	雲仙市瑞穂町西郷辛231番地２
宮　﨑　泰　治	雲仙市瑞穂町西郷辛1252番地４
室　田　和　昭	雲仙市瑞穂町西郷庚241番地

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第32号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第１項の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第７条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和６年６月25日

長崎県公安委員会委員長　安部　惠美子

１　検定を行う警備業務の種別及び区分

交通誘導警備業務２級

２　検定の日時、場所及び検定予定人員

⑴　日時

令和６年10月５日（土）午前10時から午後６時までの間

⑵　場所

長崎県大村市古賀島町533番地５　長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場

⑶　検定予定人員

15人

３　受検資格

受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。

⑴　長崎県内に住所を有する者

⑵　長崎県内の営業所に属する警備員

４　検定試験内容

⑴　学科試験

ア　警備業務に関する基本的な事項

イ　法令に関すること。

ウ　車両等の誘導に関すること。

エ　工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

⑵　実技試験

ア　車両等の誘導に関すること。

イ　工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

⑶　検定の方法

検定においては、学科試験に合格した者に対して実技試験を行う。

なお、実技試験のみの受験はできない。

５　検定申請の手続

⑴　申請期間、申請先等

申　請　期　間	申　請　時　間	申　　請　　先
令和６年７月８日（月）から同月18日（木）まで。ただし、土曜	午前９時から午後４時まで。ただし、午後０時から午後１	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の

日、日曜日及び祝日を除く。	時までを除く。	所在地を管轄する警察署

※　検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

⑵　提出書類

ア　検定申請書　１通

イ　申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

(ｱ)　申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面　１通

(ｲ)　申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次のいずれかの書面

ａ　申請者の住所地を管轄する警察署と申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面　いずれか１通

ｂ　申請者の住所地を管轄する警察署と申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面　１通

ウ　申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面　１通

エ　写真（申請前６月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）　２葉

６　検定手数料

⑴　検定手数料

１万4,000円

⑵　納付方法

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

７　合格発表

本検定の合格発表は、当日本人に対して行う。

８　問合せ先

⑴　長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

⑵　長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話095-820-0110　内線3186）

長崎県公安委員会告示第33号

遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例（平成４年長崎県条例第53号）第７条第１項の規定に基づき、遊泳区域を次のように指定する。

令和６年６月25日

長崎県公安委員会委員長　安部　惠美子

番号	海水浴場の名称	所　在　地	遊　泳　区　域	指定期間
1	伊王島海水浴場	長崎県長崎市伊王島町一丁目2129番地	「伊王島海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和６年７月６日 ～ 令和６年９月１日 (58日間)
2	大崎海水浴場	長崎県東彼杵郡川棚町小串郷290番地	「大崎海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和６年７月13日 ～ 令和６年８月18日 (37日間)
3	白浜海水浴場	長崎県佐世保市俵ヶ浦町3494番地	「白浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和６年７月13日 ～ 令和６年８月20日 (39日間)

4	千里ヶ浜海水浴場	長崎県平戸市川内町55番地地先	「千里ヶ浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和６年７月13日 ～ 令和６年８月18日 (37日間)
5	根獅子海水浴場	長崎県平戸市大石脇町187番地５地先	「根獅子海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和６年７月１日 ～ 令和６年８月31日 (62日間)
6	人津久海水浴場	長崎県平戸市大石脇町44番地地先	「人津久海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和６年７月１日 ～ 令和６年８月31日 (62日間)
7	高井旅海水浴場	長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷965番地３	「高井旅海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和６年７月１日 ～ 令和６年８月31日 (62日間)
8	筒城浜海水浴場	長崎県壱岐市石田町筒城仲触2100番地地先	「筒城浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和６年７月13日 ～ 令和６年９月１日 (51日間)
9	大浜海水浴場	長崎県壱岐市石田町筒城東触1622番地１地先	「大浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和６年７月13日 ～ 令和６年９月１日 (51日間)
10	錦浜海水浴場	長崎県壱岐市石田町筒城東触842番地16地先	「錦浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和６年７月13日 ～ 令和６年９月１日 (51日間)
11	小水浜海水浴場	長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良南触15番地地先	「小水浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和６年７月13日 ～ 令和６年９月１日 (51日間)
12	塩樽海水浴場	長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良東触2786番地２地先	「塩樽海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和６年７月13日 ～ 令和６年９月１日 (51日間)
13	辰ノ島海水浴場	長崎県壱岐市勝本町東触2790番地１地先	「辰ノ島海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和６年７月13日 ～ 令和６年９月１日 (51日間)
14	清石浜海水浴場	長崎県壱岐市芦辺町芦辺浦636番地32地先	「清石浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和６年７月13日 ～ 令和６年９月１日 (51日間)

発行者　長崎県　長崎市尾上町三番一号
電話代表（八二四）一一一一　直通（八九五）二一一四
印刷所　長崎市樺島町八番十二号　株式会社クイックプリント
印刷人　寺田宏弥